濃厚接触者となった社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)の 待機期間中の就業の取扱いについて(Q&A)(令和4年1月31日変更)

質問		回答	
Q 1	社会機能維持者の事業者であ ることについて、県に申請は必 要ですか。	A 1	申請の必要はありません。
Q 2	自分の事業は社会機能維持者 の事業に該当しますか。	A 2	令和3年11月19日付け(令和4年1月25日一部改正)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のある、 <u>「事業の継続が求められる事業者」が対象</u> です。 【事業の継続が求められる事業者】 https://www.pref. ishikawa. lg. jp/kansen/documents/essentialworker.pdf ご自身の事業が該当するかどうかは、事業の内容を踏まえ、各事業者にてご判断ください。
Q3	社会機能維持者の事業に該当 する場合は、従業員全員が対象 になりますか。	A 3	事業の継続に必要な社会機能維持者に限ります。 代替職員を確保できる場合等、当該社会機能維持者が従事せずとも事業が継 続可能な場合は、対象となりません。
Q 4	社会機能維持者の従業員が濃厚接触者となったとき、待機期間中(7日間)の就業を認めるために、具体的に何をすればよいですか。また、検査手法は何を用いればよいですか。	A 4	抗原定性検査(簡易キット)にて、4日目及び5日目に検査を行い、それぞれ 陰性を確認することが必要です。 詳細は、令和4年1月5日付け(令和4年1月28日一部改正)厚生労働省通知や県 ホームページをご確認ください。 【厚生労働省通知】 https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf 【県ホームページ】 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/essentialworkersyugyo.html
Q 5	検査を行って陰性を確認し、 待機期間中の就業を認める場 合、保健所に連絡する必要はあ りますか。	A 5	 ・保健所による健康観察が行われて<u>いる</u>場合事前に保健所にご連絡ください。 ・保健所による健康観察が行われて<u>いない</u>場合保健所への連絡の必要はありません。
Q 6	検査を行って陰性を確認し、 待機期間中の就業を認める場 合、就業以外の目的で外出する ことは可能ですか。	A 6	就業することに限って待機の解除が認められることから、待機期間の7日が経過するまでは、業務に従事する以外の不要不急の外出自粛をお願いします。また、感染者との最終接触日から10日間は、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行ってください。